

議第92号

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

市の機関内において個人番号を利用した情報連携を行うため制定しようとする。

高山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、番号法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 市長は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

2 市長は、別表の第1欄に掲げる事務を処理するために、同表の第2欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された同表の第3欄に掲げる特定個人情報を、効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

利用する事務	特定個人情報を保有する事務	特定個人情報
<p>高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）に基づく市民税の賦課に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報（番号法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	
	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者の日常生活支援の決定に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	
	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	

<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく認定審査に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	
	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p>
<p>高山市国民健康保険条例（昭和56年高山市条例第47号）に基づく国民健康保険料の賦課に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報（番号法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。）であって規則で定めるもの</p>

	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>	
<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく家賃又は駐車場使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>	
	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>		
	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>		<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって番号法主務省令で定めるもの</p>		<p>児童手当関係情報（番号法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。）であって規則で定めるもの</p>